

# 羅什譯十誦比丘尼波羅提木叉戒本の

## 出現並諸部僧尼戒本の對照研究

西 本 龍 山

大正十三年十一月、アデヤンタ窟院壁畫の展觀を本學圖書館に於て開催した際に、大谷派前法主臺下句佛上人より燉煌寫經三十種を下賜せられたのであるが、その中に比丘尼戒本が一巻あつた。當時十誦律系の戒本と推定しておいたのであるが、精細に調ふる機會を得なかつた。今諸部僧尼兩戒本の對照をするに當り、詳かに之れを見るに余は之れを羅什譯十誦比丘尼戒本と推定するのである。もしこの推定が斷定の域にまで達し得るならば、實に貴重なる文献といはねばならぬ。

### 一 經錄の對照

現存十誦律戒本としては羅什譯十誦比丘波羅提木叉戒本と法顯(法顯とせるものあれども誤りである)が十誦廣律より集出せる十誦比丘尼波羅提木叉戒本とのみでありて、羅什譯の比丘尼戒本は存しないのである。今の燉煌出土本は初めの部分即ち戒序、四波羅夷法、僧殘法、及び尼薩耆波逸提法の初め七戒(但し七佛名)（全戒數の十分の一程）を缺いておるが、尼薩耆波逸提第八(四分僧戒第十、尼戒第八)より終りの七佛偈(を出さず)

までは立派に存しておる。卷末に「比丘尼元暉所供養經」とあるのみで、所屬の經題並に書寫の年時をも記してゐないから、一見しては何時代の寫經か、何部の律か判らない。しかし他の有年號の燉煌出土寫經と照合し且つ天平寫經の紙質及び文字等に照合してたしかに唐盛期若くは千二百年を降るものではないと推察せられる。且つ羅什譯比丘戒本中の比丘尼に共通なる戒條を以て此戒本と對照する時、その譯語譯文及び戒條の順序から推して十誦系の戒本であるのみならず、正しく羅什譯の十誦比丘尼戒本と推定せざるを得ないのである。そこで經錄の上に之れを尋ぬるに、不幸にして僧祐の出三藏記集(結一)にも、歷代三寶紀(致六)にも、大唐內典錄(結二)にも比丘戒本の譯あるのみで、比丘尼戒本の譯あるを記してない。武周刊定衆經目錄(結三)には「十誦律比丘尼戒本一卷」(與曇摩持譯者少異)後秦弘始年羅什於長安譯出長房錄とあるが長房錄には「十誦比丘戒本一卷」(第二出與曇摩持譯者少異)とあるのみであるから、恐らく間違ひであり、且又武周刊定衆經目錄の該箇處には羅什譯の比丘戒本を列記してゐないのから見ても比丘尼戒本とあるのは比丘戒本の誤りであることが明かである。唯開元釋教錄小乘入藏錄下(結五)にのみ明かに

「十誦比丘戒本一卷」(亦云、十誦波羅提木叉戒本 二十六紙)

「十誦比丘尼戒本一卷」(亦云、十誦比丘尼波羅提木叉戒本 二十六紙)

と記してあるので、稍々明かであるといふべきであるが（麗藏には譯者の名を記さず。（結五））何故こゝに出三藏記集二（結二）に記せる現存の「十誦比丘尼戒本一卷（或云十誦比丘尼大戒）」宋明帝時律師釋法穎於三京都撰出」の戒本を出してゐないのであるか。特に開元釋教錄略出（結五）には

「十誦比丘戒本一卷（亦云、十誦波羅提木叉戒本）姚秦三藏鳩摩羅什譯」

「十誦比丘尼戒本一卷（亦云、十誦比丘尼波羅提木叉戒本）宋長干寺沙門法穎集出」

とあり、出三藏記集（結一）にも、比丘比丘尼兩戒譯本の種々を列しておる處に羅什譯比丘尼戒本を記してゐないことより見れば、前の開元錄の記も確實性が薄められるといはねばならぬ。特に兩戒本共に二十六紙とするは怪しい（比丘尼戒は比丘戒より95條を増しておるから三十三紙程になるべきである）。さればこの燉煌本を十誦系なりといふことは出来るが、羅什譯と決定するには幾分の躊躇がある。

古來、十誦比丘尼戒本の翻譯には現存十誦比丘尼戒本（集出であつて翻譯せるものでない）の外に出三藏記集（結一）に

（一）比丘尼誡經一卷 晋武帝時沙門竺法護譯

武周刊定衆經目錄（結三）には十誦比丘尼戒一卷（或有三經字與曇摩特所出少異、西晉竺法護譯、出長房錄。致六）とあるから十誦戒本であることは明かであるが、出三藏記（結一）には「竺法護出比丘尼戒一卷今闕」とあるから已に

逸失しておつたのである。尙衆經目錄第五(110a)(結一)には次の(2)戒本と同本異譯なりと記しておる。

(2)比丘尼大戒一卷 晉簡文帝時沙門釋僧純於西域拘夷國得胡本到關中令竺佛念曇摩持

慧常共譯出(91)

歷代三寶記(致六)に「晉簡文帝律師釋慧常共曇摩持竺佛念等於長安譯、錄乃不載所出部名計應多是十誦戒本」とあるから此も十誦系の戒本なることは知られる。特に「錄乃不載所出部名」といふ所が恰も燉煌出土本に戒名を出さざると能く似通うておるので面白いと思はれるが、しかし此戒本にも相當しないといふことは次の(3)戒本の立證によりて明かである。

次に大周刊定衆經目錄第十(結三)には

(3)十誦比丘尼戒本所出本末一卷 後秦涼州沙門竺佛念譯出長房錄

とあり、長房錄第八(致六)には「僧純於拘夷國得本佛念譯文煩、後竺法汰刪改正之」とある。出

三藏記(結一)に「比丘尼戒本所出本末序第十」として十誦律の名を冠せず、「戒本前晉孝武帝世出」

と記し、「頼僧純於拘夷國來得此戒本令佛念曇摩持慧常傳、始得具此一部法」とある。これ

は(2)と同本異譯と見るのが正しいのかも知れないが、簡文帝と孝武帝とは僅かに二年の差しか

ないので、僧純が共に同地方より將來せると、竺佛念曇摩持慧常等が兩戒本に相通する點などより見

て且又「始得具此一部法」といふより見て(2)と同本であるべきを、歷代三寶記の編者は別本と

したのではなからうかと思はれる。されば開元錄十五(結五)には「今疑佛念譯者與曇摩持一同、是尼戒所出何異而別存之」と述べておる。ことに三藏記(結一)には拘夷國尼僧寺院の情況を記し次いで「今所出比丘尼大戒本此寺所常用也、舌禪(佛圖)乃不肯令此戒來東僧純等求之至勤」と述べておるから、(2)と異なるる胡本を將來したとは考へられない。而して(2)戒本と(3)戒本とが同本とせば三藏記同所の終りに「此戒文與今戒往々不同、尼衆學猶作尸又吉利」とあり、道安の序(序)にも、尸又罽賴尼について、「僧純在三丘慈國、佛陀舌禪許得比丘尼大戒來出之正與侍(曇摩持)同百一十事云々」とあるより見て、今の燉煌本も百一十事ではあるが衆學法と譯してあるから、此等の戒本とは別なるものといはねばならぬ。然しながら三藏集記の「此戒文與今戒文往々不同」の文及び道安の序の「正與侍同」の文を重要視せば(2)(今戒)と(3)(此戒)と二種ありとすることが出來て、(3)戒本の衆學法は尸又吉利であるから、この燉煌本は(2)戒本であるかも知れぬ。もし(2)戒本としても(2)戒本は現存しないのであるから對照の仕様もなく、勢ひ羅什譯比丘戒本と比較するより外に道がないのである。

こゝに於て經錄の上に羅什譯なりとの確證を得る能はず、又他の譯本との連鎖をも見出し得ずとせば、羅什譯比丘戒本に於ける尼戒共通の條箇の照合による推定が許さるゝばかりである。

## 二 譯文の對照

諸戒本の對照によりて吾々は五分戒本と彌沙塞五分戒本とが同じく罽賓三藏佛陀什の譯でありながら、全く別種のものであることに氣附くのである。即ち廣律に合する彌沙塞五分戒本は正しく彌沙塞部の戒本であり、波逸提法は<sup>101</sup>條を、衆學法は<sup>100</sup>條を示すのであるが、五分戒本は波逸提法<sup>90</sup>條、衆學法<sup>103</sup>條を示し、且つ諸戒の順位が羅什譯戒本とは比較的に行進して進み、その譯語の上に照しても全く十誦系の戒本と見られうる程に類似點をもつておるのであるから、今羅什譯比丘戒本と燉煌比丘尼戒本の比較に於て五分戒本を對照せしめて見てゆくことは甚だ興味あることと思ふのである。尤も彌沙塞五分戒本の終りに<sup>(張二)</sup>「十誦比丘波羅提木叉戒本鳩摩羅什譯者、錯重寫爲五分戒本」而云<sup>ニ</sup>佛陀什譯、其間雖有<sup>ニ</sup>小不同處<sup>ニ</sup>但是筆者之錯耳」と斷りてゐるが、筆者の錯りのみと簡單に云ひ切つてよいものであるか。十誦系とはいひうるが羅什の譯なりといふことは出来ないと思ふのである。されば一層の興味を以て譯文の對照を試みようと思ふ。

(十誦比丘戒本)

(五分比丘戒本)

(燉煌比丘尼戒本)

(尼薩耆波逸提法)

- (22) 若比丘所用鉢不滿<sup>ニ</sup>五綴<sup>ニ</sup>更<sup>(22)</sup>若比丘先所畜鉢未<sup>レ</sup>滿<sup>ニ</sup>五綴<sup>ニ</sup>  
(乞) 爲<sup>レ</sup>好故尼薩耆波 爲<sup>レ</sup>好故更畜<sup>レ</sup>新者尼薩耆波逸  
逸提是比丘是鉢應<sup>ニ</sup>比丘衆中 提  
(12) 若比丘尼所<sup>(受)</sup>鉢不<sup>レ</sup>滿<sup>ニ</sup>五綴<sup>ニ</sup>  
更<sup>(求)</sup>爲<sup>レ</sup>新鉢 爲<sup>レ</sup>好故尼薩耆波  
逸提是比丘尼是鉢應<sup>ニ</sup>比丘尼

捨<sub>レ</sub>是比丘衆中(最)下鉢應<sub>レ</sub>與  
應<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>是教<sub>レ</sub>汝比丘受<sub>レ</sub>是鉢<sub>レ</sub>  
乃至破是事法爾

衆中捨<sub>レ</sub>是比丘尼衆中(取)<sub>レ</sub>下  
鉢應<sub>レ</sub>與應<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>是教<sub>レ</sub>汝比丘尼  
(應)<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>是鉢<sub>レ</sub>乃至破是事法爾

(25) 若比丘與<sub>レ</sub>他比丘衣<sub>レ</sub>後瞋恚忿  
心不<sub>レ</sub>喜若自奪若使<sub>レ</sub>人奪<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>  
是言<sub>レ</sub>汝比丘還<sub>レ</sub>我衣<sub>レ</sub>來不<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>  
汝尼薩耆波逸提(是比丘應<sub>レ</sub>  
諸比丘前捨<sub>レ</sub>是衣<sub>レ</sub>)

(25) 若比丘先與<sub>レ</sub>他物<sub>レ</sub>後瞋恚嫌恨  
還奪取者尼薩耆波逸提

(25) 若比丘尼與<sub>レ</sub>他比丘尼衣<sub>レ</sub>後瞋  
恚忿心不<sub>レ</sub>喜(者)若自奪若使<sub>レ</sub>  
人奪<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>是言<sub>レ</sub>比丘尼還<sub>レ</sub>我  
衣<sub>レ</sub>來不<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>如(汝ノ誤リ)尼  
薩耆波逸提

(波逸提法)

(3) 兩舌鬪<sub>レ</sub>(他)比丘<sub>レ</sub>波逸提

(3) 鬪<sub>レ</sub>亂他比丘<sub>レ</sub>波逸提

(3) 兩舌鬪<sub>レ</sub>比丘尼<sub>レ</sub>波逸提

(7) 若比丘未<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>具戒<sub>レ</sub>人前自(爲  
身)說<sub>レ</sub>過人法<sub>レ</sub>若知若見(自  
稱言)我如<sub>レ</sub>是知如<sub>レ</sub>是見乃至  
實波逸提

(7) 若比丘實有<sub>レ</sub>過人法<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>未受  
具戒人<sub>レ</sub>說波逸提

(7) 若比丘尼未<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>具戒<sub>レ</sub>人前自  
說<sub>レ</sub>(得)<sub>レ</sub>過人法<sub>レ</sub>若知若見我  
如<sub>レ</sub>是知如<sub>レ</sub>是見乃至實波逸提

(8) 若比丘知<sub>レ</sub>(他)比丘麤罪<sub>レ</sub>(向)  
未受具戒人<sub>レ</sub>說波逸提除<sub>レ</sub>僧  
羯磨<sub>レ</sub>

(8) 若比丘知<sub>レ</sub>他比丘犯<sub>レ</sub>僧殘罪<sub>レ</sub>  
向<sub>レ</sub>未受具戒人<sub>レ</sub>說波逸提

(8) 若比丘尼知<sub>レ</sub>(余)比丘尼麤罪<sub>レ</sub>  
(於)<sub>レ</sub>未受具戒人(前)<sub>レ</sub>說波逸  
提除<sub>レ</sub>僧羯磨(若餘比丘尼知<sub>レ</sub>)

羅什譯十誦比丘尼波羅提木叉戒本の出現並諸部僧尼戒本の對照研究

(9) 若比丘尼先歡喜聽後如<sub>レ</sub>是言  
諸比丘隨<sub>二</sub>親厚<sub>一</sub>廻<sub>二</sub>僧物<sub>一</sub>與波  
逸提

(9) 若比丘先共<sub>レ</sub>僧和合已後如<sub>レ</sub>是  
說<sub>下</sub>諸比丘隨<sub>二</sub>親友人<sub>一</sub>廻<sub>二</sub>僧物<sub>一</sub>  
與<sub>上</sub>者波逸提

(9) 若比丘尼先歡喜聽後如<sub>レ</sub>是  
(說<sub>下</sub>語<sub>上</sub>諸ノ寫誤)比丘尼  
隨<sub>二</sub>親厚<sub>一</sub>廻<sub>二</sub>僧物<sub>一</sub>與<sub>上</sub>波逸提

(13) 若比丘不<sub>二</sub>隨<sub>レ</sub>問答<sub>一</sub>惱<sub>レ</sub>他波逸  
提

(13) 若比丘用<sub>二</sub>異事<sub>一</sub>惱<sub>二</sub>他比丘<sub>一</sub>波  
逸提

(13) 若比丘尼不<sub>二</sub>隨<sub>レ</sub>問答<sub>一</sub>惱<sub>レ</sub>他波  
逸提

(16) 若比丘比丘房舍中瞋恚忿心不  
<sub>レ</sub>喜若自挽出若使<sub>二</sub>人挽出<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>

(16) 若比丘房內瞋忿不<sub>レ</sub>喜牽出者  
波逸提

(15) 若比丘尼比丘尼房舍中瞋恚忿  
心不<sub>レ</sub>喜若自挽出若使<sub>二</sub>人挽

是言出<sub>二</sub>去滅去<sub>一</sub>汝不<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>住<sub>二</sub>是  
中<sub>一</sub>是<sub>二</sub>因緣故不<sub>レ</sub>異波逸提

出<sub>二</sub>如<sub>レ</sub>是言汝出去滅去不<sub>レ</sub>應<sub>二</sub>  
是中住<sub>一</sub>是<sub>二</sub>因緣故不<sub>レ</sub>異波逸提

「是因緣故不<sub>レ</sub>異」の譯語は注意すべき點であらう。僧祇戒本には「作<sub>二</sub>是因緣<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>異波逸提」とあり、解脫戒經には「以<sub>二</sub>是因緣<sub>一</sub>」の四字のみ、四分戒本、彌沙塞五分戒本、有部戒本並に鼻奈耶戒因緣經にもなし、巴利本にもなし。獨りペリオ蒐集の梵本には、

“……idam eva pratyayani kṛivānanyathāt pūṭayanīka.”

とありて羅什戒本と一致す。

(17) 若比丘(比丘房舍中)知<sub>下</sub>(諸)  
比丘先安住敷<sub>二</sub>臥具<sub>一</sub>竟<sub>上</sub>後來

(17) 若比丘知<sub>下</sub>他比丘先於<sub>二</sub>房內<sub>一</sub>  
敷<sub>中</sub>臥具<sub>上</sub>後來強敷者波逸提

(16) 若比丘尼知<sub>下</sub>(他)比丘尼先安  
住敷<sub>二</sub>臥具<sub>一</sub>竟<sub>上</sub>後來強以<sub>二</sub>臥



強以臥具若自敷若使(一人)敷作是念若不樂者自當出去是因緣故不異波逸提

此戒に於ては四分戒本に「作如<sub>レ</sub>是因緣非<sub>レ</sub>餘非威儀波逸提」とあり、巴利本 (vinaya pitakam

IV, pacittiya XVI.) 279

(..... etad eva paccayam karitva anaññam, pacittiyam ti.)

とありて四分巴利共に同じである。梵本また同じである。

(19) 若比丘知水有蟲若自澆<sub>ニ</sub>草土<sub>ニ</sub>若使<sub>ニ</sub>人澆<sub>ニ</sub>波逸提

(19) 若比丘知水有蟲用澆<sub>ニ</sub>草土<sub>ニ</sub>者波逸提

(18) 若比丘尼知水有虫若自澆<sub>ニ</sub>草土<sub>ニ</sub>若使<sub>ニ</sub>人澆<sub>ニ</sub>波逸提

(32) 若比丘施一食一處無病比丘應<sub>ニ</sub>一食<sub>ニ</sub>若過<sub>ニ</sub>(一)食<sub>ニ</sub>者波逸提

(32) 若比丘有餘福德處過<sub>ニ</sub>一食<sub>ニ</sub>波逸提

(20) 若比丘尼施一食一處無病比丘尼應<sub>ニ</sub>一食<sub>ニ</sub>若過食者波逸提

(52) 若比丘無病欲<sub>レ</sub>露地自<sub>レ</sub>炙<sub>ニ</sub>若草木牛屎糞掃若自燒若使<sub>ニ</sub>人燒<sub>ニ</sub>波逸提

(54) 若比丘露地然火波逸提

(36) 若比丘尼無病欲<sub>レ</sub>炙<sub>ニ</sub>身<sub>ニ</sub>故露地然<sub>レ</sub>火若草木牛屎糞掃若自燒若使<sub>ニ</sub>人燒<sub>ニ</sub>波逸提

(58) 若比丘若寶若名寶若自取若使<sub>ニ</sub>人取<sub>ニ</sub>若語取<sub>ニ</sub>是物<sub>ニ</sub>波逸提

(58) 若比丘若寶若似寶若自取教<sub>ニ</sub>人取<sub>ニ</sub>波逸提

(42) 若比丘尼寶若名寶若自(手)取若使<sub>ニ</sub>人取<sub>ニ</sub>若語(使)<sub>レ</sub>取<sub>ニ</sub>是

除<sub>二</sub>僧房內若住處內<sub>一</sub>若寶若名  
寶僧房內住處內如<sub>レ</sub>是生<sub>レ</sub>心是  
誰有是主取去是事法爾

物<sub>一</sub>波逸提除<sub>二</sub>僧房內住處內<sub>一</sub>  
比丘尼若寶若名寶僧坊內住處  
內如<sub>レ</sub>是生<sub>レ</sub>心是誰有是主取去  
是事法爾

(衆 學 法)

(十誦比丘戒本) (燉煌尼戒本)

- (1) 高著內衣
- (2) 下著
- (3) 參差著
- (4) 如釘頭著
- (5) 多羅葉著
- (6) 象鼻著
- (7) 麁團著
- (8) 細襪著
- (9) 兩耳著
- (10) 生起著
- (11) 細生疎著
- (12) 周齊著

- (1) 高著內衣
- (2) 下著
- (3) 參差著
- (4) 如釘頭著
- (5) 多羅葉著
- (6) 象鼻著
- (7) 麁團著
- (8) 細襪著
- (9) 兩耳著
- (10) 生起著
- (11) 細生疎著
- (12) 紵袴令<sub>レ</sub>大

(十誦尼戒本)

- (1) 高著泥洹僧
- (2) 下著
- (3) 參差著
- (4) 釘頭著
- (5) 象鼻著
- (6) 多羅葉著
- (7) 麁搏著
- (8) 細襪著
- (9) 耳著
- (10) 併襪兩邊著
- (11) 細縷著
- (12) 周齊著

(五分戒本)

- (1) 高著內衣
- (2) 下著
- (3) 參差著
- (4) 多羅葉著
- (5) 象鼻著
- (6) 圓奈著
- (7) 細襪著

(彌沙塞五分戒本)

- (1) 高著內衣
- (2) 下著
- (3) 參差著
- (4) 多羅葉著
- (5) 象鼻著
- (6) 圓奈著
- (7) 細襪著

(13) 周齊著

(1) 高披衣

(2) 下被衣

(3) 參差被衣

(4) 齊整被衣

(1) 高披衣

(2) 下被衣

(3) 參差被衣

(4) 齊整被衣

(1) 高披衣

(2) 下披衣

(3) 參差披衣

(4) 周齊披衣

(1) 高披衣

(2) 下披衣

(3) 參差披衣

(1) 高披衣

(2) 下披衣

(3) 參差披衣

燉煌尼戒本と羅什譯比丘戒本との内衣着法の次第全く同じく、十誦尼戒本は順次を異にし戒條の名をも異にしておる。五分戒本は著しく條數を減じておるのみならず彌沙塞五分戒本と戒條全く一致しておる。燉煌尼戒本の「不<sub>ニ</sub>行袴令<sub>レ</sub>大應當學」は他の尼律衆學法中になきものであるが四分律尼戒波逸提<sub>一</sub>の條「著<sub>ニ</sub>行裸衣<sub>一</sub>令<sub>ニ</sub>身鹿大<sub>一</sub>者」、五分律尼戒波逸提<sub>一</sub>の條「著<sub>ニ</sub>裨身衣<sub>一</sub>使<sub>ニ</sub>形脯纖<sub>一</sub>者」に相當するものゝやうである。裨身衣は身の露はるゝを補ふ衣で行裸衣も膝骨を覆ふための衣とせば風に遇ひても身を露はさない類のもの即ち跨のある腰衣の一種で涅槃僧の下に着たものであらう。他律一樣に禁じてあるからこの燉煌尼戒本にのみ獨り聽したものでない。これは何か特種の病ある場合又は遊行の際強力者に執せられる恐ある場合に身を護る爲めに聽さるゝもので、かゝる際に涅槃僧の下に齊整に着する様にどの戒文であると考へられる。

(十誦比丘戒本)

(五分戒本)

(燉煌尼戒本)

(62) 不<sub>ニ</sub>掌扶<sub>レ</sub>頰白衣舍坐<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>白衣

(55) 不<sub>ニ</sub>掌扶<sub>レ</sub>頰入<sub>ニ</sub>白衣舍

(60) 不<sub>ニ</sub>掌扶<sub>レ</sub>頰白衣舍坐<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>白衣

笑一故

(56) 不<sub>三</sub>掌扶<sub>レ</sub>頰<sub>レ</sub>白衣舍坐<sub>一</sub>

笑一故

(84) 不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>爲<sub>レ</sub>身索<sub>三</sub>羹飯<sub>一</sub>

(78) 比丘不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>爲<sub>レ</sub>己求<sub>三</sub>羹飯<sub>一</sub>

(82) 不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>爲<sub>レ</sub>身索<sub>三</sub>(若)飯<sub>一</sub>

(88) 不<sub>レ</sub>應<sub>三</sub>洗<sub>レ</sub>鉢水棄<sub>三</sub>白衣舍內<sub>一</sub>

除<sub>レ</sub>語<sub>三</sub>檀越<sub>一</sub>

(83) 洗<sub>レ</sub>鉢汁不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>棄<sub>三</sub>白衣舍內<sub>一</sub>

除<sub>レ</sub>語<sub>三</sub>主人<sub>一</sub>

(81) 不<sub>レ</sub>應<sub>三</sub>洗<sub>レ</sub>鉢水棄<sub>三</sub>白衣舍內<sub>一</sub>

除<sub>レ</sub>(白)檀越<sub>一</sub>

以上の譯文譯語の照合により大體に於て羅什譯の比丘尼戒本なりと推定することができると信ず

る。しかし十誦比丘戒本衆學法の「不<sub>三</sub>大搏<sub>レ</sub>飯食<sub>一</sub>」を燉煌本には「不<sub>三</sub>大團<sub>レ</sub>飯食<sub>一</sub>」とし、「搏飯可口食」を「團飯可口食」とし、「人著<sub>レ</sub>屐」を「人著<sub>三</sub>木屐<sub>一</sub>」とせる如き、又は七滅諍法に於ける現前毘貳、憶念毘貳、不癡毘貳の文字の如き(五分戒本には毘貳とせり)或は燉煌本波逸提法「<sub>レ</sub>條若比丘尼知<sub>三</sub>比丘尼僧一心如法羯磨若輕呵者波逸提<sub>一</sub>」の戒文は挿入すべき適當箇處なく、恐らく十誦廣律の「瞋譏<sub>三</sub>差會人<sub>一</sub>」、四分の「嫌罵所差人」、十誦戒本の「嫌罵者」に相當するものと想はれるのであるが、これは餘りに譯文上の差違があるといはねばならぬ。或は戒本の終り七佛偈を出して七佛名を出さざる如き、或は十誦比丘戒本波逸提「<sub>レ</sub>條の終り若比丘欲<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>法利<sub>一</sub>」是波羅提木又中應<sub>レ</sub>學亦應<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>諸比丘誦<sub>三</sub>修多羅毘尼阿毘曇<sub>一</sub>者上應<sub>三</sub>如<sub>レ</sub>是言<sub>三</sub>諸大德<sub>一</sub>是語有<sub>三</sub>何義<sub>一</sub>」是事法爾」とあるを「欲<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>法利<sub>一</sub>」是戒中應亦應<sub>レ</sub>問<sub>三</sub>諸比丘誦<sub>三</sub>修多羅者毘尼者阿毘曇者<sub>一</sub>應<sub>三</sub>如<sub>レ</sub>是言<sub>三</sub>諸大德<sub>一</sub>是事云何<sub>一</sub>」

何義是法應爾」とある如きは譯文の不一致を示すものであり、特に波逸提第の條の如きは

羅什譯十誦戒本 以闍陀偈句一教未受具戒人一者波逸提

五分戒本 以闍陀偈句一教未受具戒人一者波逸提

燉煌尼戒本 以<sup>○</sup>闍<sup>○</sup>樞<sup>○</sup>連<sup>○</sup>陀<sup>○</sup>（陀の寫）<sub>誤歟</sub>句一教未受具戒人一者波逸提

とありて闍陀偈句は (chando gatha pada) で吠陀の韻律即ち (metre) を含める偈句との意味である。然しながら燉煌本の闍樞連陀偈句はいかに解すべきであるかに永く苦しんだのであるが、恐らく闍陀樞連(伽)偈句ではないかと想像したのである。もし斯くすれば chanda śloka gathā pada として解し得る様である。一九二六年獨の waldschmidt 氏が比丘尼戒についての精細なる研究を發表しておる中に東亞學術遠征隊により qyzil にて發見せる比丘尼戒本の斷片を解讀しておる。その斷片の 12 葉 (pa 12) は今の波逸提第四條より第七條に當り梵本比丘戒本(ベリオ蒐集)の第六條が今の尼戒第五條に相當するものであるが yā punar bhikṣa……dha[rm]……とあるのみである。これによりて qyzil 發見の比丘尼戒本もベリオ蒐集比丘戒本と同様に padaḥ dhamman (句法) であることがわかる。即ち闍陀偈句又は闍樞連陀偈句に相當すべきものがなかつたのは甚だ遺憾であつた。それでもしこの燉煌尼戒本を羅什譯とするならば、何故に一を闍陀偈句とし一を闍樞連陀偈句としたのであるかが疑問である。斯くてこの尼戒本を大體に於て羅什譯と推定するを得るのであるが、以

上の如くに譯文譯語上二三の不一致の爲に之れを羅什譯と斷定するには稍々躊躇せざるを得ないのである。しかし羅什譯比丘戒本と對比すべき貴重なる比丘尼戒本——而も廣律より集出せるものでなくて梵本又は胡本より直接に譯出せる比丘尼戒本——が世に現はれて來たことはシユタイン、ペリオの燉煌寫經大蒐集の喜びにも増して欣快の情に耐へない次第である。かくて余は確實なる研究によりて羅什譯なりと決定するに至るまでをも、やはり羅什譯比丘尼戒本の出現と呼ぶのが當然と考へるのである。

尙五分戒本を對照せしことによりて、羅什譯を佛陀什譯と寫し誤まつたのであるとの入藏者の意見の誤りなることは説明を要せない。譯語譯文の上に於て羅什譯の優雅なる情調あるものとは到底對比し得べきものでなく、且つ戒文の上に何等の實行上の妙味が顯はれてゐない。唯條箇を集めたに過ぎぬ憾みがあり、衆學法の著衣法にては彌沙塞戒本を取入れ、波逸提法にては羅什譯戒本を取り入れ、戒の順次亦略ぼ一致せしむるに至り、遂にこの有名なる「闍陀偈句」を取り入れたる如きは明かに僞作ではあるまいかと怪しまざるを得ないのである。かゝる品位なき戒本を羅什譯なりとせる入藏者の誣妄も亦甚しいといふべきである。

### 三 長井博士の諸部戒本の對照について

『宗教研究』(新第三卷第三號)に長井博士は諸部戒本の對照を發表しておらるゝ。當時余は大正七

年に作製せる諸部僧尼戒本の對照表と比較して非常なる差違あるに驚いて博士が正しいのか、余が間違ひないのか甚だ怪しまざるを得なかつた。今、貴重なる羅什譯比丘尼戒本に遇うを得たるを縁として、改めて僧尼兩部戒本の對照作製に着手して始めて博士の對照表の大なる訂正を要すべきを信ずるに到つたのである。

長井博士の對照表に於ける單墮法の終りを見るに83の數字が七ヶ處も現はれておる。巴利本の83は當然であるが、梵文、十誦、四分、僧祇、五分、有部、解脫の戒本に孰れも83條を有するものではないかと疑はしむる。「83に相當するものを缺く」といふ註によりて一々全戒數より二條づつを減じて82條なるを知らねばならぬのは甚だ不便である。而もパーリ第83條は、僧祇、五分各第81條に相當し優波離問佛經は第10條に相當するものであり四分、十誦、有部、解脫、鼻奈耶は皆相當學處を缺いておるから、次の括弧内に示す如くに缺印若しくは相當番號を附しておかすべきであるのに

	(巴利)	(梵本)	(十誦)	(四分)	(僧祇)	(五分)	(有部)	(解脫)	(鼻奈耶)
82		83 (缺)	83 (缺)	84 (缺)	83 (91)	46 (91)	83 (缺)	73 (缺)	89 (缺)

右の如く不當の番號を挿入しておられるのは如何なる理由であるのか。博士のこの對照表は巴利を主として其に相當する諸戒本の戒條を當てゝおらるゝ筈であるのに不相當の學處を入れられては對

照表の價値がいくにあるかを怪しむ。博士の對照表によりて巴利第 8 條の相當戒文をあてはめて見るに種々の戒文が現はれて來る。

(巴利)

(梵本)

(十誦)

(四分)

jānam saṅghikaṃ lābham	..... na sakṛiṇoṣi	.....	不二一心念	過ニ高如來八指
parinātam puṅgalassa pa-	ekāgracittenaāvahita pro-		不ニ攝ニ耳聽法	作ニ牀足ニ者
riṇāneyya.	trena.....			

(知ニ檀越欲ニ與ニ僧物ニ廻ニ 與余人ニ者) (不二一心聽法)

(僧祇)

(五分)

(有部)

(解脫)

(鼻奈耶)

骨牙角作針筒 到軍中過二三宿 不一心不攝耳 受四月請過受者 尼師檀長二肘廣一肘

半除其緣過者墮

尚「巴缺」とは此處の漢譯學處に相當するものパーリには之を缺くの意である」と附記しておらるゝが、パーリ 49 條の下にある鼻奈耶廣律の「巴缺」とは何であるか、巴缺の此處の漢譯學處は何かといふことを如何にして探り得るか、此處の漢譯學處を探るには勢ひ巴利の 49 條「軍中に於て二宿以上を宿るを禁ず」に相當するものでなければならぬ。斯くて鼻奈耶廣律の 49 條と相當するから「巴缺」とする必要がない。尚不思議に思はるゝは巴利の (48), (49), (50) の三條は四分の (48) 觀軍陣、(49) 軍中過二宿、(50) 觀軍戰の三條である如くに諸律一様に番號が繼續すべきであるのに梵本



十誦、僧祇、有部、解脱、鼻奈耶の如きは左表の如くに皆番號の順を飛んでおる（括弧内は訂正せらるべき數字である）。

	(巴利)	(梵本)	(十誦)	(四分)	(僧祇)	(五分)	(有部)	(解脱)	(鼻奈耶)
	61	61	61	61	61	65	61	77	60
	62	77 (41)	77 (41)	60 (62)	77 (51)	47 (缺)	77 (41)	52 (41)	59 (41)
	63	52 (4)	52 (4)	77 (66)	59 (4)	71 (5)	52 (4)	53 (4)	67 (4)
	50	64 (47)	64 (47)	50	67 (57)	70 (47)	64 (47)	79 (47)	68 (47)
	49	75 (46)	75 (46)	49	84 (56)	69 (46)	75 (46)	64 (46)	75 (46)
	48	74 (45)	47 (45)	48	58 (55)	68 (45)	74 (45)	75 (45)	79 (45)

斯かる誤謬と認めらるゝものが波逸提法のみにも（ $25 \times 6 \times 60 \times 60 \times 60 = 1800$  條程ある中、約600條の多數になつておるので、或は印刷上の誤りではないかと再三考へてみたが、やはり戒文の解釋に錯謬があるからであらうと申さなければならぬのは實に遺憾である。

一々例證を擧ぐることは繁雜であるから、暫く巴利の 61 項より 70 項までの博士の對照表をとりあげて訂正せらるべき條項を括弧内に示して見る。

70	69	68	67	66	65	64
67 (57)	76 (56)	59 (55)	60 (70)	55 (71)	6 (72)	53 (50)
67 (57)	76 (56)	59 (55)	60 (70)	55 (71)	6 (72)	53 (50)
70	69	68	66 (39)	63 (67)	65	64
44 (47)	6 (46)	67 (45)	52 (68)	53 (72)	55 (71)	60
57 (50)	84 (49)	56 (48)	67	66	83 (61)	73 (74)
67 (57)	76 (56)	(巴缺) (55)	60 (70)	55 (71)	6 (72)	53 (50)
66 (57)	57 (56)	84 (55)	58 (60)	60 (71)	55 (72)	6 (50)
78 (57)	71 (56)	47 (55)	10 (69)	65 (71)	66 (72)	76 (50)

尙最も見易き提舍尼法に於て何等の變化も記るされてゐないが、僧祇律提舍尼法は巴利の T.23.4 の順位に對して、2,3,4,1とせらるべき筈である。鼻奈耶の提舍尼が出てゐないのは遺落されたものと思ふ。

七滅諍法及び衆學法に於て對照を省略せられたのは何故であるか。微細戒、雜碎戒、又は小々戒として問題に附せられなかつたのであらうか。衆學法の對照は實に困難なるものであるがこれらの對照によりてこそ戒本の原始的典型の幾分をば想察し得ると共に部派佛教の情況の一端をも探知するを得るものとせば省略せらるべき筈のものではなからうと思ふ。衆學法の總數に於ても有部の衆學法を 53 項として數へておられるが、これは「應當學」の文字のみを拾はれた計數である。有部

十誦を同系のもと考ふる時、十誦律衆學法の 113 條項と照應せしめて 43 應當學中の學法を分折せらるゝのが當然であると思ふ。余の調ぶる所 50 條を得たのであるが、「戴帽著冠」を二項にするか一項にするか、「不得滿鉢受飯更安羹菜令食流溢於鉢緣邊應留屈指用意受食應當學」を三條にするか二條にするか疑問であつて、余は前を二項とし後を滿鉢受飯、令食流溢……用意受食の二條にしておいたが、尙不安を感じておる。ともかく分折し得るものは分折して然る上にて要約しておかるべきものと考ふるのである。

#### 四 諸戒本對照によりて得たる結果

##### (a) 比丘戒について

研究の發表が科學的でなければならぬのは當然であるが、而も科學的研究態度を怯ませざる範圍に於て傳統を尊重するは最も大切なことと考へる。支那日本に於ける戒律の弘通は偏へに四分律に存することは六十余家の廣汎なる註釋より見ても明かであり、特に日本佛教の興隆は専ら鑑眞和上の戒壇授戒に負ふ所多きより見ても四分律の重要なるは言を俟たぬのであるのみならず、實際持律の行事その持犯判斷の上に穩健中正でなければならぬが、この點に於て四分律は全く餘律に超へておるのである。即ち後世増廣せる所多き有部を除ける四大廣律を通觀するに、五分律は四分律に類似し、其因縁、解釋、持犯及戒條の配置等に於て殆んど四分を讀むの感がある。これ化地部と法

藏部とは密接なる關係があるからである。しかし五分律は簡略に過ぎて、偶々持犯判斷上特異の急所を突くものもあるも常用の規範として此に依憑することは甚だ不安心である。僧祇律はその因縁解釋の形式に於て異様なるものあり、特に犍度部に於て何等の統一なく、且つ一々犯戒者の本生譚を引き入れ或は四波羅夷法の犯戒年時を特に作製したる如きは僧祇律に對する信を重くする所以ではないのである。加ふるにその持犯判斷が餘りに急に過ぐる傾きがある。例へば結界地に勢分を聽さず、護衣に通夜を論じ、食物に重煮を禁ずる如き到底中庸を得たるものでなく、大衆部律とは云ひながら、餘律よりはその行事に於て餘程窮屈である。それで支那日本に於ては専ら十誦四分に依つて受戒隨行を爲し來つたものであると思ふが、十誦は持犯上の規範としては複雑煩瑣であつて、實際の場合以外の件々を論ずること極めて多く、詳細ではあるが要領を得ずと評すべきであらう。四分律に至りては此を通讀して甚だ妙味があり、持犯上に於ても要所急所を擧んでおる。その還衣法の如きは諸律に超異して四分獨得の律法を示しておる。されば戒疏行宗記(續藏(2)卷第四(2)頁)には、

「染本由<sub>レ</sub>心、但捨<sub>ニ</sub>罪心<sub>一</sub>物還成<sub>レ</sub>淨、所以四分高出<sub>ニ</sub>餘宗<sub>一</sub>良由<sub>ニ</sub>於此<sub>一</sub>」

と云ひ、道宣律師はこの還衣法を五義分通の一として律藏中の名所と見ておる。余が僧尼戒本の對照に於て四分律を第一位に配せるは支那日本に於ける戒學の中心として、否寧ろ天平文化發生の源泉として最も偉勳あるものと見ると共に、能く釋尊制戒の佛意を體得せる律典として茲に尊重し推

賞して第一位に置き、此に配するに巴利文律典を以てしたのである。然るに意外にも戒文殆んど相一致し、且つその戒條の順位の能く合致すること、他律の比でないことは波逸提法 30 條に於て特に著しいことがわかる。即ち巴利戒本の波逸提法順次を以て四分五分十誦三律の順次を比較するに

(戒順全く同じもの) (戒順 11 以上の差あるもの) (戒順 10 以上の差あるもの)

四分	48	3	1
五分	23	28	23
十誦	13	30	25

右の數字に示す如く巴利戒本の内容及番號と四分戒本の内容及番號とが一つの變動もなきもの半數以上であり、11 以上の相違あるもの第 33 條對第 11 條、第 30 條對第 61 條、第 14 條對第 81 條であり、10 以上の差あるものは僅に二種に過ぎずして其他の條項に於ては唯二、三順の差のみである。五分は 11 以上の差あるものが 28 種あり、10 以上が 23 種もある。十誦は 11 以上が 30 種、10 以上が 25 種もある。これによりて見るに巴利の第 33 條、第 30 條が五分には第 11 條、第 61 條として存する爲に、巴利戒本は五分律系又は彌沙塞部に屬するもの、如くに從來考へられてゐたが、この統計によりて巴利戒本は全く四分律系であると云はねばならぬのである。のみならず巴利第 33 條、四分第 33 條の飲虫水戒を五分に缺いて五分第 30 戒中に若取澀泥若飲食諸用者として合糝しておる點に於て五分戒本

は巴利戒本と同系のものといふことは出来ないのである。もし第<sub>三</sub>條、第<sub>四</sub>條が巴利戒本と似ておるから同系であるといふならば、僧祇戒本も優波離問佛經もその戒條を同じくするから巴利系といふべきであるが未だ此等律典を巴利系と唱せしものあるを聞かないのである。更に解脱戒本も第<sub>三</sub>條が同じであるから、これも巴利系といふべきではなからうか。少なくとも戒本の上にて五分戒本を巴利系とすることは許されないのである。寧ろ諸種の戒本を三系として、四分戒本並に巴利戒本を曇無德部系 (Dharmagupta) とし、僧祇を大衆部系 (mahāsanghika) とし、五分戒本以下を有部系 (sarvāstivāda) と見るのが當然の事かと考へるのである。即ち

54	51	47	46	42	30	10	5	4	四分
54	51	47	42	46	67	10	5	6	巴利
58	57	62	76	82	67	59	7	56	彌沙塞五分戒本
78	79	74	51	81	70	73	53	65	五分戒本
78	79	74	51	81	70	73	54	65	十誦
78	79	74	51	81	70	73	53	65	梵本
78	79	74	51	81	70	73	54	65	有部
78	79	74	51	81	70	73	54	65	西藏
78	79	74	51	81	69	73	54	65	鼻奈耶
78	79	73	52	81	60	74	54	65	解脱
77	76	74	44	81	68	73	42	69	僧祇

74	73	72	71	68	66	65	64	62	57	55
81	73	72	71	68	63	65	64	62	56	55
80	64	10	63	48	5	61	74	缺	68	73
9	83	10	75	55	4	72	50	41	54	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	52	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	52	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	52	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	52	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	52	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	53	66
9	92	10	75	45	4	71	60	51	41	65

右は波逸提法中特に共通するものゝみを隨意撰出してみたのであるが（共通數のもの尙多きも繁に過ぐる故に省略せり）、巴利四分の接近と、五分戒本以下鼻奈耶戒本（優波離問經の10以上の戒順より一又ことを知り得る故に五分以下の）までの接近との中間を、僧祇戒本及彌沙塞五分戒本、次では解脱戒本が浮戒本と同系なりと見做し得る）の接近との中間を、僧祇戒本及彌沙塞五分戒本、次では解脱戒本が浮動しておる情況が觀せられる。而も僧祇、五分共に巴利の第 10 條及び第 100 條に相當するものを有しており、解脱戒本また第 10 條を有しておるのは甚だ興味ある事である。五分律は法顯により南方師子國に於て求め得たるもの、而も北方を經由し來れる化地部専門の學者佛陀什 (Buddhajiva)

によりて譯出せられ（西曆四三三—四二四）、僧祇律また法顯により祇園精舎より將來せるを佛陀跋陀羅（Buddhabhadara）によりて譯出せられたのである（西曆四一六—四一八）。法顯の將來せる僧祇梵本は餘程虫喰みおりしものか「祇桓精舎中梵本虫噉脫無（列九）此別衆食戒」と註しておるのは當時の狀況髣髴として床しい。法顯傳には

「從二波羅奈國一東行還到二巴連弗邑一法顯本求二戒律一而北天竺諸國皆師々三口傳無二本可レ寫一、是以遠涉乃至二中天竺一於二此摩訶衍僧伽藍一得二一部レ律一是摩訶僧祇律、佛在世時最初大衆所行也、於二祇桓精舎一傳二其本一云々」

と記して僧祇律の由りて來る所を述べておる。五分、僧祇共に法顯によりて將來せられ、而も僧祇は佛陀跋陀羅と共に譯出し、五分は譯出を見ずして逝いたのであるが、兩律共に巴利本（83）、（82）に相當する條箇を存しておるのは、いかに領會すべきものであらうか。第33條は僧伽の決議を経ずして比丘尼教誨の爲に比丘尼住所に入るものを禁じたので、各律に於ける第11條の變化又は分出であり、第33條は檀越が僧伽に布施せんと欲する意志を豫知して他の親しき者に獨占せしめんとする者即ち尼薩者波逸提法第30條の繼承である。即ち僧伽の物を自己に獨占せしめんとする直接利益の罪を禁じたる戒條の繼承又は分立であつて、親しき者に廻與して間接に何物か利益を得んとする心意に出づるもの、この戒を波逸提法中に攝しておるのが誤まつておる様に思はれる。寧ろ三十



捨墮に攝入すべきもの、三十捨墮と九十波逸提の別は財事規定の有無によりて相違するものであるからである。これは戒の性質上自由派の大衆部より出たものではないかと思はれる。而もその自由派の影響を受くるものが二三出で来るについて化地部及び曇無德系の一部が之を加ふるに至り五分戒本及巴利戒本に第<sub>33</sub>條、第<sub>34</sub>條の戒が挿入さるゝに至つたものではないかと考へる。尙これに就ては尼戒の調査によりて何物か裏付けらるゝものがないであらうか。もしこれが決定出來れば、諸戒本の對照研究の目的の過半は達せられたといふてもよからうと思ふ。而して余は之を僧祇の主張に歸因するとすものである。

(b) 比丘尼戒について

(1)

諸戒本に於ける比丘尼戒の變動は實に激しいが、その中に於て四分と十誦が<sub>11</sub>條の數字を持續してゐる。燉煌出土尼戒本と十誦尼戒本との間に於ても「畜<sub>2</sub>眷屬<sub>2</sub>不<sub>レ</sub>教者」、「不調伏者畜爲<sub>2</sub>眷屬<sub>2</sub>者」、「別住畜<sub>2</sub>眷屬<sub>2</sub>者」、「以<sub>2</sub>諸果汁<sub>2</sub>治<sub>レ</sub>髮者」、「與<sub>2</sub>一比丘<sub>2</sub>於<sub>2</sub>路地<sub>2</sub>若住若語者」、「使<sub>下</sub>人以<sub>2</sub>諸樹果汁<sub>2</sub>治<sub>レ</sub>髮者」等は十誦になく、更に<sub>13</sub>條の「月病休已(止?)病衣浣(不<sub>レ</sub>?)與<sub>2</sub>在家<sub>2</sub>服<sub>2</sub>者波逸提」は、巴利戒本<sub>14</sub>條の

“*āvasathacīvaram anissajjivā paribhūjeyya.*”

羅什譯十誦比丘尼波羅提木叉戒本の出現並諸部僧尼戒本の對照研究

に相當するものでありて十誦になきものである。十誦の「月病休止浣<sub>ニ</sub>病衣<sub>ニ</sub>已<sub>シテ</sub>淨<sub>シテ</sub>不起去<sub>ニ</sub>者波逸提<sub>」</sub>は巴利戒本<sub>48</sub>條の

‘āvasathan anissajjivā cārikāṃ pakkameyya.’

に相當するもので、燧煌本<sub>133</sub>條に相當する。しかも前の<sub>133</sub>條は有部及西藏に存してゐる。かく四分と密接の關係をもつ巴利戒本が十誦と關係あり、特に有部との關係あるを知る時、各部派は相互に増減取捨を自由にした事が知らるゝ。而も同一有部に屬するものにして其數を異にするものあるに其源趣を異にする四分十誦の二律に於て共に<sub>138</sub>條を計して相一致するのは決して偶然の暗合ではなからふと思ふ。これ十誦律は罽賓の人弗若多羅(punhāra)が誦出し羅什をして譯せしめたるもの、四分律また罽賓の人佛陀耶舎(Buddhayaśa)が誦出して竺佛念と共に譯するもの、孰れも同地方に行はれたるものであるから内容を異にしつゝ、然も同數を計上し維持し來たものであると思はるゝ。

有部律は義淨が南海諸州を周遊せる際梵本經律論四百部を得たりといひ、寄歸傳には

「師子洲並上座而大衆斥焉、然南海諸洲有<sub>ニ</sub>十餘國<sub>ニ</sub>純<sub>ラ</sub>唯根本有部、正量時欽近日以來少兼<sub>ニ</sub>餘<sub>ニ</sub>」  
といひ、或は

「摩揭陀、則四部通習<sub>スルモ</sub>有部<sub>〇</sub>最盛、羅荼信度則少兼<sub>ニ</sub>三部<sub>ニ</sub>乃正量尤多、北方皆全有部時逢<sub>ニ</sub>大衆、南面則咸遵<sub>ニ</sub>上座<sub>ニ</sub>餘部少存、東裔諸國<sub>(從<sub>ニ</sub>那蘭陀<sub>ニ</sub>東行<sub>五</sub>百驛皆名<sub>ニ</sub>東裔<sub>ニ</sub>)</sub>雜行<sub>ニ</sub>四部<sub>ニ</sub>」

とあるにより、南海諸州、中印、北印に於て有部の盛行せられたることが知られる。かくて計數の上に十誦、四分よりも二戒を増して<sup>120</sup>の數を計上せるものであらう。巴利第<sup>11</sup>條月病衣戒の如き及び燉煌尼戒本第<sup>121</sup>條の如きは南北に於ける有部の興隆に影響せられし結果かと考へられる。

次に比丘尼波逸提法に於て最も戒數少なき僧祇律は各部比丘尼戒本の原形に近きものかと思はるゝが、其第<sup>126</sup>條に

「若比丘尼詣<sup>レ</sup>不能<sup>レ</sup>辨<sup>レ</sup>衣家<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>僧乞<sup>レ</sup>迦絺那衣<sup>レ</sup>波逸提」

の一條が加つて有部亦この戒を有しておるが、恐らく中印度に盛行せる有部の影響かと思はれる。而して他律に存せざるもので波逸提最後の條項たる僧祇第<sup>127</sup>條に

「若比丘尼知<sup>レ</sup>衆利<sup>レ</sup>廻<sup>レ</sup>與<sup>レ</sup>一衆<sup>レ</sup>波逸提」

の一條がある。これ即ち余の云はんとする所の僧祇の主張を物語る有力なる資料である。この戒の因縁は<sup>(列十)</sup>六群比丘尼が在家請食の際に舍利弗、大目犍連等の長老を身を以て障へて六群比丘のみに好食を與へ、諸長老に鹿食を與へしめたるにより、世尊は之れを非法食と宣ひ六群比丘尼を叱責して此戒の制定となつたことを記しておる。この因縁を見れば四分波逸提第<sup>128</sup>條の尼僧讚歎因縁食に類するものゝ如くであるが、戒文解釋を見るに全く次の尼薩耆波逸提第<sup>129</sup>條<sup>(列八)</sup>よりの分出なることが知られる。

(1) 若比丘知物向僧自廻已向己者尼薩耆波逸提。(2) 廻與餘人者波逸提。(3) 知物向此僧廻與餘僧者越毘尼罪。(4) 知向此衆多人廻與彼衆多人越毘尼罪。(5) 知物向此畜生廻與餘畜生越毗尼心悔。

右の戒文解釋に於ける持犯判斷は僧祇比丘戒第 101 波逸提、比丘尼戒第 100 條にも同様に表示されてゐて戒の主體は(2)の「廻與餘人者」を出してゐる。第 102 波逸提法の戒文解釋には次の持犯判斷が示されておる。

(1) 若比丘尼知物向僧廻已向己尼薩耆波逸提

(2) 若廻向餘人波逸提

(3) 衆廻向餘衆波逸提(比丘廻衆物與餘衆越毘尼罪)

(4) 眷屬廻向眷屬亦波逸提

(5) 一人物廻向一人物越毘尼罪

右の比丘尼戒文に於て(3)衆廻向餘衆が比丘戒文にては越毘尼罪として輕罪であるが比丘尼には重く科して波逸提にしたのである。

尼薩耆波逸提法第 80 條につき僧祇の註譯は最も詳細でありて四分十誦も斯程に綿密なる持犯判斷をなしてゐない。五分律が第 101 波逸提法を作りながら極めて簡單であるのは怪しむべきことであ

る。或は簡單なのが最も原始的なる形を示すと考へらるゝ場合もあるが、今はこの簡單説に同ずることが出来ない。凡そ僧祇律盜戒の下に於ては僧物互用を波羅夷罪なりとして、力を極めて之れを誠しめておる。律典中に於て僧祇律は前後五卷、十誦律は四卷、善見律は三卷に亘りて盜戒持犯を論じておる。僧祇(第三第六)には三寶物互用、當分互用に就いて他律に注意せざる點を誠しめておるのは、正に僧祇の中心であり主張であつたのである。この強き主張を以て比丘尼戒を顧みる時、こゝに戒文を制して深防に備ふる必要を感じたのであらう。かくて尼薩耆波逸提第<sup>30</sup>條を繼承して第<sup>91</sup>波逸提とし、尼僧には第<sup>70</sup>條(廻<sup>ニ</sup>向餘人)と第<sup>111</sup>條(廻<sup>ニ</sup>向餘衆)として二戒を分出したのである。かくて皆財事に關するものではあるが、自ら已れに廻らすものと余人(三人以下)及余衆(僧余)に廻らすものの上に一を尼薩耆波逸提とし、他を波逸提として重輕を分てるものであらう。而して僧祇の此主張は彌沙塞部を動かし曇無德系の一部を動かして、現存巴利律本第<sup>89</sup>條、彌沙塞五分戒本第<sup>91</sup>條を形成せしむるに到れるものではないかと考へる。茲に於て尼戒波逸提法は相互に増減取捨するとはいへ、各々實行上の主張を有しておつたものゝ様である。即ち僧祇のこの主張は波羅夷法以下尼薩耆波逸提法まで何等動搖がなかつたのに、波逸提法に來りて「比丘尼住行戒」と「廻<sup>ニ</sup>與餘人」との二戒の増補を惹起せしむるに至つたのであると考へらるのである。これによりても自由派と稱せられる大衆部が其律典及び其實行上に於て非常に嚴格であり、且つ窮窟不自

由の感を懐かしむる程に綿密周到なるものであつた事を知ることが出来る。

(2)

諸戒本對照によりて得たる結果の重要な點は前項及前々項にて盡きる。即ち巴利四分の一致及び僧祇第一<sup>11</sup>條によりて引き出されたる推定に依りて知らるゝ如く、比丘尼戒に獨立性なきことを確むるを得たことである。

巴利四分の一致は更に比丘尼不共の波逸提法に及ぶ。四分第<sup>70</sup>條噉蒜戒を巴利戒本并に *vibh-* *assa* に於て第一條とするも、今假りに巴利の比丘波逸提共通<sup>70</sup>條を四分に同じて<sup>69</sup>條共通とし、漢譯律典の順位に從うて蒜戒 (*assanam*) を第<sup>70</sup>條として、四分<sup>109</sup>條と巴利<sup>57</sup>條との順位を比較して見るならば自ら領解し得るのである。即ち

	(順位全同) のもの	(順位 <sup>11</sup> 以内の) 差あるもの	(順位 <sup>15</sup> 以内の) 差あるもの
四分	11	31	49
五分	2	11	14
十誦	0	20	14

右の表の説明は最早要せない。衆學法に於てはパーリ戒本は五分に近い様に思はるゝが、しかし四分にありてパーリになきもの<sup>109</sup>條(敬塔法を除く)、五分にありてパーリに缺くるもの<sup>57</sup>條あ

るを思へば、やはり四分と巴利とは接近を保持しておるといふべきである。四分の僧尼衆學法 100 條中塔に關する規定の條を除ける「<sup>1</sup>條と「<sup>2</sup>條の僧尼衆學法「<sup>3</sup>條とは最も接近してゐるのも面白い。塔に關する 26 條は餘律に存せないもので、此れ法藏部が化地部より分派するに至れる重要な動機の一つであることは異部宗輪論(88b)に

「於<sup>4</sup>窣堵坡<sup>5</sup>興<sup>6</sup>供養業<sup>7</sup>獲<sup>8</sup>廣大果<sup>9</sup>」

とあるによりて推知せらるゝ。されば敬塔戒 29 條は分派以後に添加せるものなることは明かである。

善見律 16 卷(寒八 88ab)には「不得<sup>10</sup>淨用水<sup>11</sup>中<sup>12</sup>大小便<sup>13</sup>、不犯者若水人所<sup>14</sup>不用或海水<sup>15</sup>不犯、水雖<sup>16</sup>中用<sup>17</sup>曠遠無<sup>18</sup>入用<sup>19</sup>不犯」  
と述べ、次に

「佛塔中止宿及藏物此二戒梵本無<sup>20</sup>有、所<sup>21</sup>以無<sup>22</sup>者佛在世未<sup>23</sup>有<sup>24</sup>塔、此戒佛在世制、是故無<sup>25</sup>著<sup>26</sup>革屣<sup>27</sup>入<sup>28</sup>佛塔<sup>29</sup>、手捉<sup>30</sup>革屣<sup>31</sup>入<sup>32</sup>佛塔<sup>33</sup>……向<sup>34</sup>佛塔<sup>35</sup>舒<sup>36</sup>脚、安<sup>37</sup>佛置<sup>38</sup>下房<sup>39</sup>此二十戒<sup>40</sup>(四分の戒なるに)梵<sup>41</sup>(宋<sup>42</sup>元<sup>43</sup>)本無<sup>44</sup>有<sup>45</sup>如來在世<sup>46</sup>塔<sup>47</sup>、無<sup>48</sup>佛故<sup>49</sup>」

と記してをる。次に

「爲<sup>50</sup>在<sup>51</sup>高人<sup>52</sup>自在<sup>53</sup>下面說法<sup>54</sup>」

と述べて衆學戒廣説終ると結んである。こゝに何故に佛塔の諸戒を出せるものか。また何故に水中大小便と爲在高人説法と順序を轉倒せるか。善見律が巴利戒本の註釋ならば「爲在高人自在下面說法」は 29 條であつて、「水中大小便」は 26 條であるから衆學廣説の最後に於て解説すべき筈である。四分は水中大小便は第 26 條、29 條より 28 條まで佛塔に關し、「人在高坐」は第 89 條である。善見律が巴利戒本の註釋であることはその註戒順が巴利の順位と相應することによりて明かではあるが、此處に來りて佛塔を出し且又順位を轉じてをる事は不審の限りである。

次に尼戒に獨立性なきことに就て今少し説明を要すると思ふ。即ち比丘尼教團の發生が八敬法に起因しておることから、教誡、授戒、出罪等凡て比丘教團の差配を受けて來ておる。この比丘教團への從屬から種々の外的調御の戒條が増加して來るのである。即ち比丘に於て僧殘又は波逸提が比丘尼には波羅夷罪として重罪視せられ、僧殘戒に於ては愛著心を誡しめ、三諫不捨の不隨順心を誡しめ、勢力を恃みて鬪諍するの慢心を誡しめ、或は受戒法を繼承して種々の注意を促がす等、比丘の僧殘法の細分及び受戒韃度よりの抽出であつて愛心瞋心を誡しむる事最も急である。比丘尼捨墮法に於ては財事に關するもの多くして、比丘第<sup>20</sup>條廻僧物の變化であり、第<sup>21</sup>條畜畜長鉢の増補であり、第<sup>2</sup>條<sup>1</sup>條<sup>2</sup>條<sup>3</sup>條<sup>4</sup>條等の變化である。波逸提法に於ける比丘尼獨得の戒相も要約すれば食物、欲事、便法、觀妓、入白衣舍、咒法、遊行、衣法、俗事、受戒、裝飾、對比丘、惱亂鬪諍の<sup>13</sup>規定でありて比丘戒條又は戒條の註釋及び諸韃度より撰集して多數の波逸提法を制するに至れるものである。されば四分尼戒、十誦尼戒、燼煙出土尼戒の如きは衆學法の生草上大小便を波逸提法にくりあげおきつゝ、而も衆學法にも保存しておくのは部主の不注意の結果であると思はれる。かゝる證據によりて比丘尼戒は二次的なものと考へられ、依屬的なものとせられ、比丘戒成立よりは新らしと考へらるゝのである。提舍尼法の八條は比丘の波逸提第<sup>14</sup>條の別出なること明かであるが、八戒に分出しておるのはいかにも煩らほしい感を起さしめる。終りに比丘尼衆學法は多く比



丘と共通であるから、各部派に於てはあまり僧尼の差違がなく、而も要約すれば著衣法、入白衣舍法、受食法、大小便法、説法法等の五法に攝することが出来る(四分にては更に行路法、敬磨法が加はる)が部派全體の衆學法(除いて)を合すれば100條を超ゆる。其他諸律雜健度の中には長爪、剃髮剃鬚不二同時、照鏡、耳環、扇、畜鸚鵡、缺口、欲心隨二女人後一行、道中轉レ石、餓鬼臥、阿修羅臥、作二俗人相喚一、大嚏、大把搔令二搗々作レ聲、故ラニ食二多氣物一作二調戲一、木上食、不レ作二羯磨一持レ杖者、空中擲物、弄鈴、嘯、倒立、先不レ噉飯噉二菜果一者、破二鳥巢一者、抄鹽器作二衆生形一作二人手者一、踏二衣上一等二等一は皆突吉羅罪 (dukkata) 即ち惡作罪として禁せられてある。されば戒本衆學法なるものは最少 12 條より 113 條に至るのであるが、律藏全般にわたりては其數甚だ多く、更に方便、根本、動機、故作、不故作、初中後三時等の時間空間にわたりての持犯判斷に照らして諸種の罪相を論ずれば實に三千の威儀八萬の細行となるであらう。さればかくの如き可成の場合を想定して戒條の増補を爲さんとせば幾十幾百の條數をも増補し得たであらう。然し戒本に於ては各部互ひに増減影響ありつゝも而も非常なる差違のなかつたことは、一に傳燈の神聖を念じて已まなかつたに起因するものであると思はれる。

戒本對照の結果については尙多くの論すべき事が殘されてゐる。原始戒本即ち分派以前の根本戒本の想定の如きは重要なものゝ一つである。その原始戒本若は根本戒本に比較的近き戒本の想定

従つて各戒本の新舊の想定の如き亦自ら重要なるものである。増補せられたる各部戒本戒條のうち主要原動力となりし部派は何々であるか。比丘戒と同様に比丘尼戒本に就ても研究を忽にする事は出来ない。先に引ける waldschmidt の如きは既に比丘尼戒本に就ての各種の統計を發表してゐる。

獨り戒本のみならず、その因縁註釋持犯 (sutavahāṅga) 並に麤度分 (ḥandaka) の各律對照研究による根本原型の想定、或は犯戒者即ち戒律制定の動因たりし人及び制戒の處に就ての比較より得たる結果等によりて、そこに吾々の求むる重要な何物かゞ生れ來ることであらうと思ふ。

余の對照表も自ら意に滿たざるものがある。衆學法に於ては對照上非常に困難したがために、多くの時日をも費やしたのであるが、二三の再調査を要するものがある。尙比丘尼波逸提中の「學戒六法、具戒」の戒條に於て各律が戒文の表現を異にしてゐる爲に、相當處に攝め得られないものがあつた。比丘尼尼薩耆波逸提に於ける四分 (20), (21), (22), (23) 條に相當する點も困難なる處である。孰れも因縁を參酌して攝入しておいたが、やはり意に充たないものがある。

【附記】春の休暇を利用して再び對照表の作製に取りかゝつた所、思つたよりも困難な箇處が出て來て、遂に編輯締切を越ゆること十日、誠に委員諸君に對して濟まない次第である。「羅什譯比丘尼戒本」の推定に就ては今後の研究に待つものがあるからその際この對照表も訂正し、且つもつと精細なる種々の統計及びその結果より得たる研究を附して世に問ふ時もあると思ふから今は唯意に充たざるまゝに發表しておく。尙この戒本對照作製については寺本、泉、赤沼、櫻部、長峰諸氏の御助力に負ふ所多かりしを茲に謹で感謝する。

諸部僧尼戒本の對照研究

Table with 4 columns: 四分戒文, 四分巴利, 四分巴利, 四分巴利. It lists various Buddhist precepts and their corresponding numbers in different versions.

Table with 4 columns: 四分巴利, 五分巴利, 四分巴利, 四分巴利. It continues the list of precepts and their corresponding numbers in different versions.

Table with 4 columns: 四分巴利, 四分巴利, 四分巴利, 四分巴利. It lists precepts and their corresponding numbers in different versions.

Table with 4 columns: 四分巴利, 五分巴利, 四分巴利, 四分巴利. It continues the list of precepts and their corresponding numbers in different versions.

Table with 4 columns: 四分巴利, 四分巴利, 四分巴利, 四分巴利. It lists precepts and their corresponding numbers in different versions.

Table with 4 columns: 四分巴利, 五分巴利, 四分巴利, 四分巴利. It continues the list of precepts and their corresponding numbers in different versions.

Table with 4 columns: 四分巴利, 四分巴利, 四分巴利, 四分巴利. It lists precepts and their corresponding numbers in different versions.

Table with 4 columns: 四分巴利, 五分巴利, 四分巴利, 四分巴利. It continues the list of precepts and their corresponding numbers in different versions.

Table with 4 columns: 四分巴利, 四分巴利, 四分巴利, 四分巴利. It lists precepts and their corresponding numbers in different versions.

Table with 4 columns: 四分巴利, 五分巴利, 四分巴利, 四分巴利. It continues the list of precepts and their corresponding numbers in different versions.





Table with 4 columns: Pāli text, Romanized text, and numerical indices. The table lists various monastic rules for nuns, such as 'Sādharaṇa' (general) and 'Sikkhā' (disciplinary). It includes detailed descriptions of offenses and their corresponding penalties in both Pāli and Romanized forms.











諸部僧尼戒本條數表

(戒本の部派別に就ては尙推敲を要するものあるべきも、諸戒本對照より得たる結果の一として余はこの配分を試みざるを得ないのである。)

合 數	七 滅 諍 法	衆 學 法	波 羅 提 提 舍 尼 法	波 逸 提 法	尼 薩 者 波 逸 提 法	不 定 法	僧 伽 婆 尸 沙 法	波 羅 夷 法	篇		
									聚	僧 尼	戒 本
250	7	100	4	90	30	2	13	4	丘比	戒四	法 藏 部 系
348	7	100	8	178	30	0	17	8	尼丘比	本分	
227	7	75	4	92	30	2	13	4	丘比	戒巴	部 系
311	7	75	8	166	30	0	17	8	尼丘比	本利	
251	7	100	4	91	30	2	13	4	丘比	五彌 分沙 戒本 塞	化 地 部
373 370 (廣律)	缺	100	8	210 207 (廣律)	30	0	17	8	尼丘比		
263	7	113	4	90	30	2	13	4	丘比	戒十	薩 婆 多 部 系
354	7	106	8	178	30	0	17	8	尼丘比	本誦	
358	7	110	8	178	30	0	17	8	尼丘比	土噉 戒本 出	部 系
263	7	113	4	90	30	2	13	4	丘比	梵 本	
258	7	108	4	90	30	2	13	4	丘比	戒五 本分	部 系
215	缺	72	4	92	30	缺	13	4	丘比	問優 佛波 經離 經戒 因奈 緣耶	
263	7	113	4	90	30	2	13	4	丘比	戒解 經脫	毘 迦 葉 部
246	7	96	4	90	30	2	13	4	丘比		
218	7	66	4	92	30	2	13	4	丘比	戒僧	大 衆 部
290	7	77	8	141	30	0	19	8	尼丘比	本祇	
249	7	99	4	90	30	2	13	4	丘比	戒有	根 本 說 一 切 有 部
358	7	99	11	180	33	0	20	8	尼丘比	本部	
257	7	107	4	90	30	2	13	4	丘比	戒西	部
364	缺	112	11	180	33	0	20	8	尼丘比	本藏	